

平成 27 年第 6 回玉城町議会定例会会議録（第 4 号）

招集年月日 平成 27 年 12 月 9 日（月）
招集の場所 玉城町議会本会議場
開 議 平成 27 年 12 月 16 日（水）（午前 9 時 00 分）
出席議員 1 番 中村 長男 2 番 山口 和宏 3 番 竹内 正毅
 4 番 中西 友子 5 番 前川さおり 6 番 小林 豊
 7 番 井上 容子 8 番 北川 雅紀 9 番 北 守
 10 番 坪井 信義 11 番 中瀬 信之 12 番 風口 尚
 13 番 奥川 直人

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	小林 一雄	教 育 長	山口 典郎
会計管理者	前田 浩三	総 務 課 長	田間 宏紀	税務住民課長	北岡 明
生活福祉課長	中村 元紀	産業振興課長	中世古憲司	建 設 課 長	中西 豊
教育事務局長	中西 元	上下水道課長	東 博明	病院老健事務局長	田村 優
総務課長補佐	里中 和樹	教育委員長	上村 直義	監 査 委 員	中村 功

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 田中孝佳吉

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 75 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（討論・採決）
- 第 3 議案第 76 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について（討論・採決）
- 第 4 議案第 77 号 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 5 議案第 78 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 6 議案第 79 号 町税条例の一部を改正する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 7 議案第 80 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について（討論・採決）
- 第 8 議案第 81 号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について（討

- 論・採決)
- 第 9 議案第 82 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算 (第 5 号) (討論・採決)
- 第 10 議案第 83 号 平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (討論・採決)
- 第 11 議案第 84 号 平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 12 議案第 85 号 平成 27 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 13 議案第 86 号 平成 27 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 14 議案第 87 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 15 発議第 13 号 閉会中の継続審査の申し出について

開議の宣告

- 議長 (中瀬 信之) ただ今の出席議員数は 13 名で、定足数に達しております。
よって、平成 27 年第 6 回玉城町議会定例会、第 4 日目の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手許に配布のとおりです。

会議録署名議員の指名

- 議長 (中瀬 信之) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定により議長において
12 番 風口 尚 君 13 番 奥川 直人 君
の 2 名を指名します。

上程議案に対する討論・採決

- 議長 (中瀬 信之) 次に、日程第 2 議案第 75 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ないし日程第 8 議案第 81 号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを一括議題にします。

ただいま一括議題となりました各議案につきましては、総務産業常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これから総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長 北川雅紀君

- 総務産業常任委員長 (北川 雅紀) 議長より総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る 12 月 11 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 75 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以下 7 件の審査を 12 月 14 日、午前 9 時 00 分から第 1 委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席のもと、7 名の委員により審査を行いました。

詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

まず、議案第 75 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての審査を行いました。

その結果、議案第 75 号については、質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について につきましては、委員より「地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する制度であるが、玉城町は福祉医療の助成ということで、『障がい者の医療費』『ひとり親家庭等の母または父および児童の医療費』『子どもの医療費』、この 3 つの事務だけでいいのか。保育料、町営住宅料の算定など、他の事務には活用しないのか。」との問いに、町より「マイナンバーの利用推進にかかる制度改正で、行政の効率化、国民の利便性向上、公平公正な社会の実現という取組みを促進することとなっています。

当町においては、福祉医療費の助成に関する部分の受給資格および更新事務に限定をしています。

他の事務の中でも、マイナンバーを活用することが可能で、現在、検討中であり、今後、議論を重ねながら、条例改正の中で、追記として、あげていきたいと考えているところです。」との回答がありました。

また、委員より「個人情報本来、なるべく役場外部に出さないということが基本であると思うが、別表 第 2 第 4 条関係の中で、住民票関連情報及び、地方税関係情報はどの程度の情報が必要なのか。」の問いに、町より「福祉医療費の助成に関して、他の市町村から転入された方の世帯の状況等を把握する、住民の 4 情報が必要となります。また、所得制限を設けているため、所得の情報が必要となります。」との回答でした。

その他、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてにつきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてにつきましては、質疑、討論はなく、「挙手全員」で原案のとおり可決しました。

次に、議案第 79 号 町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてにつきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてにつきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

以上、7 件、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（中瀬 信之）以上で、総務産業常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了します。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第 75 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

4 番 中西 友子君

○4 番（中西 友子）議長の許可をいただきましたので、議案第 75 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について反対の立場から発言させていただきます。社会保障税番号制度の内容は今までの経過、諸外国の制度を見ても、住民の安全、安心を確保できる内容とはとても思えません。以上の理由をもって、反対とさせていただきます。

○議長（中瀬 信之）次に、賛成者の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第 75 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

「挙手多数」です。

したがって、議案第 75 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

4 番 中西 友子 君

○4 番 (中西 友子) 議長のお許しをいただきましたので、議案第 76 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について反対の立場から発言させていただきます。

387 世帯、町の約 6.8%の方々に、通知カードがまだ届いていません。医療、介護等必要なサービスを受けられない可能性が出てきています。もう少し考える余地があるのではないのでしょうか。ここで決めるべきではないと考えます。以上の理由をもって反対とさせていただきます。

○議長 (中瀬 信之) 次に、賛成者の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 76 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

「挙手多数」です。

したがって、議案第 76 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条

例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 77 号 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成する方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 77 号 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 78 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成する方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 78 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号 町税条例の一部を改正する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 79 号 町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成する方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 79 号 町税条例の一部を改正する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号 三重州市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について、これから討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 80 号 三重州市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成する方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 80 号 三重州市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号 三重州市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、これから討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 81 号 三重州市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成する方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 81 号 三重州市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 9 議案第 82 号 平成 27 年度 玉城町一般会計補正予算 (第 5 号) ないし日程第 14 議案第 87 号 平成 27 年度 玉城町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) についてを一括議題にします。

ただいま、一括議題となりました各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され 審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これから、予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長 山口和宏 君

○予算決算常任委員長（山口和宏）

議長より、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました議案第 82 号 平成 27 年度 玉城町一般会計補正予算(第 5 号)以下 6 件の審査を去る 12 月 14 日、午前 9 時 44 分より、第 1 委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席と議長同席のもと、12 名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

まず、議案第 82 号 平成 27 年度 玉城町一般会計補正予算（第 5 号）の審査を行いました。

その結果 議案第 82 号については、質疑、討論を終了し、採決の結果、「挙手多数」で原案のとおり可決しました。

次に、議案第 83 号 平成 27 年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決しました。

次に、議案第 84 号 平成 27 年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 2 号）については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決しました。

次に、議案第 85 号 平成 27 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 1 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決しました。

次に、議案第 86 号 平成 27 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 1 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決しました。

次に、議案第 87 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決しました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（中瀬 信之）これで、予算決算常任委員長の報告は、終わりました。

お諮りいたします。

予算決算常任委員長の報告に対する質疑は、省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、予算決算常任委員長の報告に対する質疑を省略します。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第 82 号、平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）について、これから討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

4 番 中西 友子 君

○4 番（中西 友子）議長の許可をいただきましたので、議案第 82 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）について、反対の立場から発言させていただきます。

社会保障税番号制度は予算が減額になったからといって、この制度自体が無くなる、考え直すということではありません。住民の安心、安全を考えるならば、まだまだ検討するべきだと思われます。国の説明も不十分です。このまま進めていくべきではないと考えます。以上の理由をもって反対とさせていただきます。

○議長（中瀬 信之）次に 賛成者の発言を許します。

9 番 北 守君

○9 番（北 守）議長のお許しをいただきましたので、議案第 82 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）について、賛成の討論をいたします。今回の補正予算は、歳入歳出を 7229 万 6000 円追加し、59 億 870 万円としたもので、平成 27 年度の一般会計（第 5 号）の補正として生活に密着した予算の計上が中心となり提案されております。本補正予算の内容を見ますと、町長の提案説明にもありましたように、歳入ではふるさと応援寄附金や保育所入所負担金の追加、それに町債の減額補正となっております。歳出を見てみますと、総務費で将来の町の活性化の事業のためにと、活性化対策事業基金を積みたて、それに玉城町を応援しようとして寄附していただいた方々のお金を基金として、後年度に使用できるように、ふるさと応援基金への積立てをしております。また、民生費に至っては、心身障害者福祉費の扶助費として、4022 万 9000 円の追加をしております。今回の補正における最重点の予算計上となっております。また、国民健康保険特別会計へ国民健康保険基盤安定繰出金として、2249 万 2000 円を拠出することとなっております。身体に障害をお持ちの方やその家族のために支出すべき必要な予算が含まれ、国民健康保険の加入者にとっても、国民健康保険の運営に支障がでないようにと措置された予算でございます。ほかにも教育費を見てみましても、城跡をもっと彩れるようにといただいたご寄附により、さくら、もみじの苗木を約 100 本ほど購入して、城山

に四季折々の花が咲くようにと予算措置がされています。先ほどの反対討論された理由につきまして、通称マイナンバー法の予算が補正に計上されているということで反対の理由と私は受けとめました。そもそもマイナンバー法は国権の最高機関である国会で立法化されたもので、ここでマイナンバー法の是非について問うものではないと考えております。自治体としてはその法律に基づき粛々と事務を進めていただく必要があると考えます。今回の補正にも、このマイナンバー法に関連した予算が減額補正されておりますが、ただ、マイナンバー法を取り扱うのに際しましては、個人情報保護には十分気をつけていただくことをお願いして、事務のほうを粛々と進めていっていただきたいとお願いいたします。

この補正予算は最小の経費で最大の効果を狙ったものと評価いたします。また、生活に密着した予算として、有効かつ適正に組まれていると思います。以上のことにより、この議案第 82 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）については適正だと思いますので、議員各位の良識ある判断を期待しまして賛成の討論といたします。

○議長（中瀬 信之）次に、反対者の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第 82 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）を採決します。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成する方は挙手願います。

（挙手多数）

「挙手多数」です。

したがって、議案第 82 号、平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号 平成 27 年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、これから討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第 83 号 平成 27 年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成する方は挙手願います。

（挙手全員）

「挙手全員」です。

したがって、議案第 83 号 平成 27 年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3

号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号 平成 27 年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 2 号) について、これから討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 84 号 平成 27 年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 2 号) を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成する方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 84 号 平成 27 年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号 平成 27 年度 玉城町病院事業会計補正予算 (第 1 号) について、これから討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 85 号 平成 27 年度 玉城町病院事業会計補正予算 (第 1 号) を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成する方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 85 号 平成 27 年度 玉城町病院事業会計補正予算 (第 1 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号 平成 27 年度 玉城町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について、これから討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 86 号 平成 27 年度 玉城町水道事業会計補正予算 (第 1 号) を採決

します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成する方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 86 号 平成 27 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、これから討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 87 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成する方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 87 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 15 発議第 13 号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第 75 条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

(「議長」の声あり)

6 番 小林 豊君

○6 番 (小林 豊) ただいま、申し出ありました発議第 13 号なのですが、議会運営委員長だけで委員長名が入っていないんですが、これでよろしいのでしょうか。

○議長 (中瀬 信之) いいということです。

○6番（小林 豊）委員長名抜きでよろしいのでしょうか。

○議長（中瀬 信之）はい。

○6番（小林 豊）了解しました。

○議長（中瀬 信之）したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで、今期定例会に付議されました案件の審査は全部終わりました。

したがって、平成27年第6回 玉城町議会定例会を閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、今期定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、平成27年第6回 玉城町議会定例会を閉会します。

閉会にあたり、町長挨拶をお願いします。

町長 辻村修一君

定例会閉会の挨拶

○町長（辻村 修一）閉会にあたりお礼の挨拶を申し上げます。本定例会で上程のすべての議案について承認をいただきました、厚くお礼申し上げます。また、会期中に議員のみなさん方から貴重なご意見を賜りました。今後の町政運営の参考にさせていただきたいと考えております。今年も残すところ、あと2週間でございますけど、議員のみなさん方におきましても新しい年がいい年であることを心から祈念申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中瀬 信之）閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今定例会は去る12月9日より本日までの8日間の開催でございました。提案されました各議案に対しまして熱心なる審議を賜り、本日、閉会の運びとなりましたことを厚くお礼申し上げます。また、議事進行にもご協力をいただいたことについて、重ねてお礼申し上げます。本年も残すところ、あとわずかになりました。緊急な案件の無い限り、本日が納めの議会となります。みな様におかれましては、健康で新年を向かえられることをお祈り申し上げます。お礼の言葉といたします。ご苦勞様でございました。

（午前9時40分 閉会）